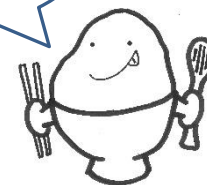


京都市避難行動要支援者名簿の 更なる活用に対する市民意見の 募集について

御意見
募集！



パプコメ君

- 本市では、日常的な見守り体制の充実を図ることにより、災害発生時等の緊急時における支援体制の構築に繋がる取組として、避難行動要支援者名簿等登載者のうち、地域の避難支援等関係者への情報提供に同意が得られた方の情報を登載した名簿を作成し、「地域における見守り活動促進事業」を実施してきました。
- しかしながら、平常時からの地域の避難支援等関係者への個人情報の提供については、地域包括支援センターの職員や、担当ケアマネジャー等が、民生委員等の協力を得ながら、同意を得る手法を取っていますが、同意をされた方の割合は約20%程度で推移しており、地域において、避難行動要支援者の把握が十分に行えないといった課題があります。
- このため、この度、新たに条例を制定し、避難行動要支援者名簿について、平常時から地域の避難支援等関係者に提供できる仕組みを構築し、本人のプライバシーに配慮するために、個人情報の提供に係る意思確認を行い、「提供の拒否の申出」があった方を除く名簿を提供できるようにすることを検討しています。
- つきましては、京都市避難行動要支援者名簿の更なる活用に向けた検討について、市民の皆様からの御意見を募集します。

○**募集期間** 令和3年8月30日（月）～令和3年9月30日（木）【必着】

○**提出方法** 郵送，FAX，電子メール又は京都市情報館（京都市役所ホームページ）

意見募集フォーム等にて御提出いただきます。

※様式は自由です（背表紙の意見記入用紙を御利用いただけます）。

○**提出先** 京都市保健福祉局保健福祉総務課 庶務担当

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話 075-222-3366

FAX 075-222-3386

電子メール hofukusoumu@city.kyoto.lg.jp

○資料配布場所

意見の募集期間内に、各区役所・支所，市役所案内所，情報公開コーナー，市民防災センター，各市立図書館等で配布しています。

また，京都市情報館（京都市役所ホームページ）にも掲載します。

【京都市情報館（京都市役所ホームページ）】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/templates/pubcomment/hokenfukushi/0000287482.html>

○御意見の取扱い

この意見募集で収集した個人情報につきましては、「京都市個人情報保護条例」に基づき適切に取り扱い，他の目的に利用することは一切ありません。

また，御意見につきましては，意見募集の終了後に御意見の概要及び御意見に関する本市の考え方を取りまとめ，上記のホームページで公表します。

なお，御意見に対する個別の回答はいたしませんので，あらかじめ御了承願います。

避難行動要支援者名簿について

京都市では、災害発生時の避難行動に特に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）に係る情報を地域の避難支援等関係者に提供することに関して、新たに条例を制定し、一人でも多くの避難行動要支援者に係る情報を地域で共有するとともに、平常時からの見守り活動等の取組の充実を図り、もって災害時の地域による円滑かつ迅速な避難支援体制の構築に繋がるよう、検討を進めております。

1 背景

これまでの大規模災害のみならず、近年頻発する豪雨災害等においても、高齢の方や障害のある方の被災される割合が非常に高く、大きな課題となっています。そうした課題に対応するために、災害対策基本法において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられるとともに、避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から地域の避難支援等関係者に提供することとされています。

本市では、平成20年9月から「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害時に備えるとともに、平成24年7月から「地域における見守り活動促進事業」として、避難行動要支援者名簿登載者及び65歳以上の単身高齢者のうち、個人情報の提供に同意を得られた方の名簿を平常時から地域の避難支援等関係者に提供する取組を実施してきました。

しかしながら、平常時からの地域の避難支援等関係者への個人情報の提供については、地域包括支援センターの職員や、担当ケアマネジャー等が、民生委員等の協力を得ながら、同意を得る手法を取っていますが、同意された方の割合は約20%程度で推移しており、地域において避難行動要支援者の把握が十分にできない状況にあります。

2 方向性

災害対策基本法では、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を地域の避難支援等関係者その他の者に提供することが出来るとされていますが、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供するためには、あらかじめ避難行動要支援者本人の同意を得ることが必要とされています。一方で、当該市町村の条例に特別の定めがある場合は、本人の同意がなくても平常時からの名簿情報の提供が可能とされています。

災害時の安否確認や避難支援に効果的に名簿を活用していただくためには、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、顔の見える関係づくりを進めておいていただくことが重要です。

このため、本市においては、避難行動要支援者名簿を平常時から提供できる旨の条例を制定し、避難行動要支援者本人のプライバシーに配慮するために、個人情報の提供に係る意思確認を行い、「提供の拒否の申出」があった方を除き、平常時から名簿情報を地域の避難支援等関係者に提供することを検討しています。

(1) 避難行動要支援者名簿の登載者

在宅にお住まいで次のいずれかの方

- ・ 要介護3以上の方
- ・ 65歳以上で要介護1又は2の方及び要支援1又は2の方のうち、単身世帯の方あるいは、避難行動要支援者のみと同居されている方
- ・ 身体障害者手帳1級又は2級の方及び療育手帳A判定の方のうち、単身世帯の方あるいは、避難行動要支援者のみと同居されている方
- ・ 障害支援区分4以上の方
- ・ 本市の緊急通報システム事業を利用されている方
- ・ 単身世帯に属する65歳以上の方（同意のあった方） ⇨【追加】
- ・ その他市長が必要と認める方

(2) 避難行動要支援者名簿の提供先

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障害者地域生活支援センター
- ・ 障害者福祉団体
- ・ 各学区民生児童委員協議会
- ・ 各学区社会福祉協議会
- ・ 地域で避難行動等において中心的な役割を担う団体 ⇨【追加】

3 新たに制定を予定している条例の内容（案）

（１）目的

- 本条例は、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施と平常時からの見守り活動の充実を図り、もって避難行動要支援者の生命又は身体を保護することを目的とします。

（２）定義

- ・「避難行動要支援者」 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な本市の区域内に居住する者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。
- ・「避難支援等」 避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置。
- ・「避難支援等関係者」 避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者。

（３）避難行動要支援者名簿の作成

- 避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成します。
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載します。

- ・住所
- ・氏名
- ・性別
- ・生年月日（年齢を含む。）
- ・世帯主の氏名
- ・電話番号
- ・世帯状況
- ・要介護又は要支援の区分、障害支援区分、身体障害者手帳の種類及び等級（身体障害者手帳交付台帳に記載されている級別又は療育手帳交付台帳に記載されている障害の程度をいう。）
- ・緊急連絡先
- ・その他市長が必要と認めるもの。

(4) 避難行動要支援者名簿情報の提供

- 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿に記載した情報（以下「名簿情報」という。）を提供します。
- 避難行動要支援者が、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報は提供しません。
- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供します。

(5) 活用等

- 避難支援等関係者は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報を活用し、見守り活動等、避難行動要支援者との関係を構築するよう努めるものとします。
- 避難支援等関係者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあるときは、当該避難支援等関係者及びその家族等の生命及び身体の安全の確保に支障がない範囲で、避難支援等を実施するよう努めるものとします。

(6) 名簿情報の取扱いに関する協定

- 名簿情報を提供するときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者との間で名簿情報の取扱いに関する協定を締結します。
- 協定には、次の各号に掲げる項目について定めます。
 - ・名簿情報管理責任者に関する事項
 - ・提供しようとする名簿情報の対象者の住所に係る町名及び地番の範囲
 - ・提供しようとする名簿情報の保管に関する事項
 - ・提供しようとする名簿情報の利用の制限に関する事項
 - ・守秘義務に関する事項
 - ・協定に違反した場合の措置に関する事項
 - ・その他、提供しようとする名簿情報の管理に関し必要な事項として別に定めるもの
- 協定の内容が遵守されているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、同項の協定を締結した避難支援等関係者から提供した名簿情報の管理に関して報告を求め、又は提供した名簿情報の管理の状況を検査できることとします。

(7) 名簿情報の漏えい防止のための措置

- 名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとします。

(8) 利用及び提供の制限

- 名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は第三者に提供してはならないことを定めます。

(9) 守秘義務

- 名簿情報の提供を受けた者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを定めます。

京都市避難行動要支援者名簿の更なる活用に関する御意見記入用紙
(期限：令和3年9月30日(木))

《様式は問いません。本用紙を郵送・FAX用として御利用いただけます。》

宛先 京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課 宛て

FAX：075-222-3386

郵送：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎地下1階

「京都市避難行動要支援者名簿の更なる活用」について、御意見を御記入ください。

その他、御意見がございましたら、御記入ください。

※以下は、御意見を取りまとめる際の参考にしますので、差支えなければ御記入ください。

【年齢】 歳代

【区分】京都市在住・京都市内に通勤通学（市外在住）・それ以外（○を付けてください。）



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！



発行／京都市保健福祉局保健福祉部保健福祉総務課

令和3年8月発行

京都市印刷物 033107号